

浦安市避難行動要支援者

個別避難計画作成

マニュアル

(作成者用)

令和7年10月

本市は令和5年3月に「浦安市避難行動要支援者避難支援プラン<全体計画>」を改定し、令和5年度より避難行動要支援者個別避難計画の作成に本格的に取り組んでいます。本マニュアルは、個別避難計画の作成をする上で必要な情報を掲載したものです。

目 次

1章 個別避難計画とは	・・・・・ 1p
2章 避難先の考え方と福祉避難所	・・・・・ 3p
3章 計画作成の方法	・・・・・ 6p
作成者	
A. 福祉専門職が本人から聞き取りを行い、地域の避難支援者と協力して作成する	
B. 福祉専門職が本人から聞き取りを行い、作成する	
C. 本人・家族が計画を作成する	
D. 自主防災組織（自治会）が計画を作成する	
更新・修正	
4章 計画書の記載方法	・・・・・ 9p
5章 個人情報の取り扱い	・・・・・ 11p
6章 災害時における活用	・・・・・ 12p
7章 関係機関の問い合わせ先	・・・・・ 12p

1章 個別避難計画とは

災害時に避難行動要支援者の避難誘導等を迅速かつ円滑に実施するために、あらかじめ、避難行動要支援者一人ひとりについて、誰が支援して、どこに避難するかを定めた計画のことをいいます。

浦安市避難行動要支援者避難支援プラン<全体計画>

第3章 個別避難計画

1 個別避難計画作成の基本的な考え方

災害時における避難行動要支援者の避難支援については、まず自らが災害に対する意識を持ち、想定できる最大限の備えをしておくことが最も重要です。その上で、家族や近隣、地域による支援をどのように行うのか検討します。

個別避難計画の作成にあたり、避難行動要支援者が家族や地域による支援が受けられる状況にあるのかどうか、あるいは地域のハザード、障がいの程度、要介護認定の程度等、次に定める基準に基づき「自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの」を判断し、該当する避難行動要支援者から優先的に作成します。

※全体計画は、市公式ホームページから参照できます。

1. 計画作成の対象者

「避難行動要支援者名簿」に登録されている方です。

(1) 避難行動要支援者とは

避難行動要支援者とは、次のⅠ～Ⅷの要件に該当する方のうち、生活の基盤が自宅にあって、災害時に自ら避難することが困難な方です。

- Ⅰ 要介護状態区分が要介護1から要介護5までに該当する方
- Ⅱ 身体障害者手帳を交付されており、障がい等級1級の方又は2級の方
- Ⅲ 療育手帳を交付されており障がいの程度が重度（ⒶまたはA）の方
- Ⅳ 精神障害者保健福祉手帳を交付されており、障がい等級1級方
- Ⅴ 市の生活支援を受けている難病患者
- Ⅵ 市の生活支援を受けている小児慢性特定疾病児童
- Ⅶ 高齢者のみの世帯の方（75歳以上）
- Ⅷ 前各号に準じる状態にあって地域による支援が必要と認められる方

（全体計画第1章より）

(2) 避難行動要支援者名簿とは

避難行動要支援者の氏名、生年月日、性別、住所又は居所、連絡先（電話番号等）、避難支援等を必要とする事由など、避難支援等の実施に市長が必要と認める事項を記載した名簿です。

名簿に登録されている方の内、同意のあった方の情報については、毎年、自主

防災組織や民生委員・児童委員等の避難支援事業等関係者に同意者名簿として配布しています。

2. 避難支援等関係者

避難支援等関係者とは、避難行動要支援者の避難支援等の実施に携わる関係者のことをいいます。

- 自治会・自主防災組織
- 社会福祉協議会
- 民生委員・児童委員
- 消防機関
- 警察署
- 福祉事業者（居宅介護支援事業者・相談支援事業者・指定福祉避難所施設管理者）
- その他特に必要と認められる方

（全体計画第1章より）

3. 避難支援実施者

避難支援実施者とは、避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいいます。個人に限らず組織や団体でも可能です。

4. 地域調整会議

個別避難計画の作成にあたり、計画の実施に関する者（自主防災組織、民生委員・児童委員等の避難支援等関係者、知人、近隣住民など）が参加し、避難支援等に関する調整を行う会議をいいます。

地域調整会議は、避難支援実施者を誰にするか、どのような支援をするか、避難訓練をどうするかなど、災害時を想定した話し合いを必要に応じて行います。

開催方法は、自主防災組織などが避難行動要支援者の避難計画を話し合うために合同で会議を開催する場合や、福祉専門職（ケアマネージャーや相談支援専門員）が計画作成のために避難支援実施者の候補者と本人・家族と具体的な支援内容について話し合うために個別に開催する場合などが想定されます。

2章 避難先の考え方と福祉避難所

避難とは「安全を確保すること」であって、「避難所に行くこと」だけではありません。平常時からハザードマップなどで、自宅周辺の災害リスクやとるべき避難行動を確認し、ご家族などと避難先について十分話し合いをしましょう。

自宅の安全が確保できる場合は在宅避難を優先します。

- ・台風などのあらかじめ予測ができるときは、前もって介護や医療のショートステイやレスパイトなどのサービス利用や、安全な地域のホテルなどの施設に滞在することも検討しましょう。
- ・在宅避難が困難な場合は、小・中学校等の「指定避難所」に避難することになります。
- ・指定避難所での生活が困難な方のための※「福祉避難所」に避難が必要な方は、事前調整が必要ですので、必ず市にご連絡ください。
- ・在宅避難及び避難所への避難のいずれの場合も、必要な物資がすぐに届くとは限りませんので、衣類や身の回り品、服用薬、介護用品、飲料水、流動食、栄養剤等、必要なものは各自で用意・持参します。

※「福祉避難所」とは

「福祉避難所」は協定を結んだ民間の福祉施設や公民館等の公設施設を指定しています。各施設とも日常の共有スペースとして使用している場所に間仕切りや段ボールベッドを設置する等し、緊急的に受入体制の整備に努めます。被災状況により電源や水等が確保できないこともあります。入所施設の場合は入所者の安全確保が最優先になります。

福祉避難所への直接避難については、施設の被害状況等を確認し受け入れの可否を判断してから開設しますので、災害時に開設する際には市への確認が必要です。

福祉避難所一覧

	福祉避難所名	事業所所在地
1	特別養護老人ホーム浦安愛光園	浦安市高洲9丁目3番2号
2	特別養護老人ホームしづか荘	浦安市当代島3三丁目10番35号
3	特別養護老人ホームわとなーる浦安	浦安市富士見3丁目23番16号
4	地域密着型特別養護老人ホーム清風荘うらやす	浦安市堀江6丁目8番33号
5	特別養護老人ホームうらやす和楽苑	浦安市当代島2丁目14番2号
6	あいらんど	浦安市当代島二丁目13番25号
7	こころとことばの教室こっこ東野校	浦安市東野一丁目4番16号 メゾン町山1F
8	こころとことばの教室こっこ浦安駅前校	浦安市当代島一丁目9番25号 1階
9	こころとことばの教室こっこ	浦安市猫実四丁目6番26号 ミナモビル401号室
10	なゆた	浦安市堀江六丁目4番36号
11	ほっと浦安	浦安市富士見三丁目23番20号
12	東野まるる	浦安市東野1-7-5
13	パーソナル・アシスタンスとも本部	浦安市今川1-14-52
14	日中一時支援事業所 とも	浦安市海楽1-3-9 To more 1階
15	マリーナ	浦安市日の出1-3マリナイースト21 フォーラム海風の街3号棟103号室
16	タオ本部	浦安市今川1-12-20
17	たしばな	浦安市明海6-1-10
18	フェロウ	浦安市富士見3-1-36 アルバ
19	キッズブレイン	浦安市北栄3-33-10 ビッグウッドビル2階
20	伸栄学習会 北栄教室	浦安市北栄3-33-10 ビッグウッドビル1階
21	タント・リーブス	浦安市高洲3-15-22
22	当代島公民館	浦安市当代島2-14-1

	福祉避難所名	事業所所在地
23	中央公民館	浦安市猫実 4-18-1
24	堀江公民館	浦安市富士見 2-2-1
25	美浜公民館	浦安市美浜 5-13-1
26	富岡公民館	浦安市富岡 3-1-7
27	日の出公民館	浦安市日の出 4-1-1
28	高洲公民館	浦安市高洲 5-3-2
29	総合福祉センター	浦安市東野 1-7-1
30	障がい者福祉センター	浦安市東野 1-8-2
31	障がい者等一時ケアセンター	浦安市東野 1-8-2
32	浦安市ワークステーション	浦安市千鳥 15-5
33	東野複合福祉施設（東野パティオ）通所棟	浦安市東野 1-9-3
34	東野複合福祉施設（東野パティオ）居住棟	浦安市東野 1-8-3
35	老人福祉センター	浦安市東野 1-9-1
36	浦安市特別養護老人ホーム	浦安市高洲 9-3-1

3章 計画作成の方法

作成者

作成には次の（A、B、C、D）の方法が考えられますが、本市では介護・福祉サービスのプラン作成などで、本人と日常的に接している「福祉専門職（ケアマネージャーや相談支援専門員）」に作成業務を委託し作成する方法を先行して行います。

・福祉専門職は、避難行動要支援者の日頃の状況は把握できるものの、災害時の避難支援につなげるためには、身近な地域の支援者が必要になります。市は自主防災組織や民生委員・児童委員等の避難支援事業等関係者などの地域の方々へ説明会などの周知啓発を行い、より多くの方々にご協力をいただけるよう働きかけます。

A. 福祉専門職が本人から聞き取りを行い、地域の避難支援者と協力して作成する

- ・「避難支援者」とは近隣住民や知人、自主防災組織（自治会）の方や民生委員・児童委員など、災害時に避難支援を行う方のことです
- ・本人や家族が避難支援者に心当たりがない場合には、福祉専門職が自主防災組織（自治会）や支部社協（社会福祉協議会）と協力し、支援者となり得る方とのマッチングや避難訓練を行うことも方法の一つです

① 訪問に向けた事前準備

- ・ハザードマップの事前確認
- ・避難所の情報の事前確認

② 対象者宅へ訪問し、計画作成についての説明と本人同意

- ・市から委託を受けている旨の説明
- ・作成の趣旨の説明
- ・災害情報の提供
- ・以下の事項について本人から同意を得る
(「浦安市個別避難計画作成 同意書」に記入)

ア 計画を作成することについて
イ 計画の情報を避難支援者に伝えることについて（名簿登載）
※ 通常業務のモニタリング訪問時を活用するなどしてください
※ 同意しない場合は、強制するものではありませんので、改めて作成の同意が得られた時に作成します

③ 計画の作成及び関係者との事前調整

- ・本人に避難支援者の希望を聞き取り、候補者に協力を打診する
 - ・可能であれば本人・家族からお願いする
- ※個別避難計画は災害に備え、平常時から必要に応じて避難支援等関係者への外部提供があることを避難支援者にも説明する。
- ・避難先を福祉避難所とする場合は、市の担当課に避難の受け入れが可能かどうか確認する

④ 地域調整会議（可能であれば避難訓練を実施）

- ・本人・家族と避難支援者が集まり、実際の避難の方法などについて打ち合わせを行う
- ・可能であれば地域の防災訓練などの際に避難訓練を行い、その結果を計画に記載する

⑤ 計画内容の本人による確認及び提出

- ・作成した個別避難計画を本人・家族に説明して了承を得る
- ・個別避難計画及び同意書を必要部複製し、本人、避難支援者（ケアマネージャーを含む）に渡す
- ・個別避難計画及び同意書の原本を市へ提出する

・市は提出された計画書について、不明な箇所があれば作成者に確認する

⑥ 委託料の請求

- ・所定の請求書により市に委託料の請求を行う

※ 計画に変更があった場合

- ・計画に変更が発生したとき、個別避難計画の原本を市へ再提出する
- ・個別避難計画及び同意書を必要部複製し、本人、避難支援者（ケアマネージャーを含む）に渡す

B. 福祉専門職が本人から聞き取りを行い、計画を作成する

- ・地域の見守りや安否確認によらない場合は、福祉専門職が計画案を作成し、本人、家族の確認を経て完成します。

① 訪問に向けた事前準備

- ・ハザードマップの事前確認
- ・避難所の情報の事前確認

② 対象者宅へ訪問し、計画作成についての説明と本人同意

- ・市から委託を受けている旨の説明
- ・作成の趣旨の説明
- ・災害情報の提供
- ・以下の事項について本人から同意を得る

(「浦安市個別避難計画作成 同意書」に記入)

ア 計画を作成することについて

※ 通常業務のモニタリング訪問時などを活用するなどしてください。

※ 同意しない場合は、強制するものではありませんので、改めて作成の同意が得られた時に作成します

③ 計画の作成

- ・本人の希望に沿って計画案を作成する

④ 計画内容の本人による確認及び提出

- ・作成した個別避難計画を本人、家族に説明して了承を得る
- ・個別避難計画及び同意書を必要部数複製し、本人に渡す
- ・個別避難計画及び同意書の原本を市へ提出する
- ・市は提出された計画書について、不明な箇所があれば作成者に確認する

⑤ 委託料の請求

- ・所定の請求書により市に委託料の請求を行う

C. 本人・家族が計画を作成する

- ・介護・福祉のサービスを利用しておらず担当の福祉専門職がいない場合や、「優先度の高い方」以外の方で、地域の避難支援者を必要としないで計画作成できる

場合などを想定しています。

①本人・家族が所定の様式に記入

②市へ提出（計画書・同意書）

- ・市は提出された計画書について、不明な箇所があれば作成者に確認する

③（修正がある場合）市へ再提出

④本人・家族と市が保管

D. 自主防災組織（自治会）が計画を作成する

- ・自主防災組織（自治会）が自分たちの命を自分たちで守る、地域で守るという視点から、避難行動要支援者名簿（同意者名簿）を活用して、計画作成する場合。
- ・自主防災組織（自治会）がすでに避難計画を作成している場合には、市が必要とする記載内容があるか、本人に計画作成や外部提供の同意を得ているか、などの確認をした上で個別避難計画として取り扱います。

3. 更新・修正

本人及び家族の申し出があった場合や、更新が必要となる事情の変更があった場合に適宜、個別避難計画を更新し、関係者で共有します。

4 章 計画書の記載方法

計画書には、以下の項目について記載します。

① 基本情報

分かりやすい内容となるように、心身の状況は診断名や障がい者手帳の等級だけではなく記載してください。また専門用語を用いずに、可能な限り一般的な表現で

記載してください。

② 必要な支援

- ・ 本人の心身の状況や聞き取りから必要となる支援の内容を具体的に記載してください。
- ・ 過去の災害時に困ったことや不安に思ったことがあれば記載してください

必要な支援	記入例
□情報入手	テレビ、ラジオ、携帯電話、スマートフォンがない 左耳が聞こえにくいで右から声をかける
□避難の判断	避難すべきかの判断ができないため、避難指示が出た際は、一緒に避難する
□避難行動	避難所までの行き方がわからないので一緒に行く ベッドから車椅子への移乗に二人手伝いが必要 常備薬等の携行品の声かけが必要 呼吸器装着のため吸引器や酸素ボンベ等の持ち出しに人手や車が必要 初めての場所はパニックになりやすいので出来るだけ自宅にとどまる
□避難生活	安否確認 必要な物資が足りているか（薬・介護用品） 普通食が食べられないでおかゆなどの介護食が必要 視力が弱いので情報は読み上げる

③ 災害時リスクの状況

- ・ ハザードマップで居住地の浸水想定を確認します。

④ 避難先・避難経路・自由記載欄

- ・ 浸水想定区域内であっても一時的な場合は2階等への避難が有効な場合もあります
- ・ 長期化する場合はエレベーターが使えないなどで外への移動が困難になることも想定して計画します
- ・ 経路地図は必須ではありません（文章でも構いません）

- ・自由記載欄には、避難訓練を実施して気づいた点なども記載します
- ④ その他（福祉専門職・避難支援者）
- ・避難支援者は平日と土日・夜間で分担したり、個人でなく団体として記載しておくことも可能です。
 - ・避難支援者の項目については記入必須となります。

5章 個人情報の取り扱い

1. 市内部における管理

個別避難計画の原本は、市において保管します。

個別避難計画に記載された情報は、要支援者の避難支援等に必要な限度で、市の内部で共有できるものとします。（災害対策基本法第49条の15）

2. 関係者への情報提供

（1）平常時

本人の同意が得られた場合、平常時から避難支援者及び避難支援等関係者に個別避難計画の写しを提供します。（災害対策基本法第49条の15第2項）

（2）災害時

災害時または災害発生の恐れがある場合において、要支援者の生命または身体を保護するために特に必要があるときは、市は要支援者本人の同意を得ずに、要支援者の避難支援等の実施に必要な限度で、個別避難計画の情報を関係者に提供できるものとします。（災害対策基本法第49条の15第3項）

3. 守秘義務及び情報の適正管理

市は、個別避難計画情報を提供する場合は、要支援者の支援に関する守秘義務及び情報の適正管理を徹底するため、下記の事項を遵守させるものとします。（災害対策基本法第49条の17）

守秘義務及び情報の適正管理

- ・正当な理由なく、要支援者の支援に関して知り得たすべての情報を漏えないしないこと。
- ・支援以外の目的で個別避難計画の写しを使用し、または複製及び転写をしないこと。
- ・個別避難計画の写しを第三者に提供しないこと。
- ・個別避難計画の写しを毀損又は紛失しないように厳重に保管すること。
- ・個別避難計画の写しを紛失したときは、直ちに市長に報告すること。

6章 災害時における活用

1. 避難行動要支援者の避難支援

災害時において、平常時から個別避難計画を提供することに同意した避難行動要支援者については、個別避難計画情報に基づいて避難支援を行います。同意のない避難行動要支援者についても、避難支援等関係者等は個別避難計画の情報を活用し、可能な範囲で避難誘導等を行います。

2. 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

個別避難計画情報について、避難場所等の責任者へ引き継ぐとともに、避難場所から避難所への運送を行います。

7章 関係機関の問い合わせ先

浦安市ホームページに、「浦安市個別避難計画作成 お問い合わせフォーム」の作成をしています。

Q&A も掲載しますので、電話・窓口ではなく、お問い合わせフォームのご利用をお願いいたします。